

# 向日市民体育館利用団体登録要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市民が継続的にスポーツ活動を実践できる場として向日市民体育館（以下「体育館」という。）を提供することにより、スポーツ習慣の定着化を図ることを目的とする。

## (登録の条件)

第2条 体育館に登録できる者は、本市に在住するおおむね15名以上で構成されたスポーツ活動団体とする。

## (登録の申請)

第3条 体育館に登録を受けようとする者は、向日市民体育館利用団体登録申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を市民体育館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

## (申請の受付)

第4条 前条に規定する申請書の受付期間は、毎年2月1日から同月15日までとし、受付時間は午前9時から午後8時までとする。但し、受付期間の初日が休館日に当たるときは、受付期間を1日繰り下げるものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、館長は特別の理由があると認めるときは、受付期間を変更することができる。

## (登録証の交付)

第5条 館長は、登録することが適当と認めるときは、向日市民体育館利用団体登録台帳（様式第2号）に登録し、向日市民体育館利用団体登録証（様式第3号、以下「登録証」という。）を申請者に交付する。  
2 登録証の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## (登録事項の変更届出)

第6条 前条第1項の規定により登録証の交付を受けた者（以下「登録団体」という。）は登録した事項に変更が生じたときは、館長に向日市民体育館利用団体登録変更届（様式第4号）をすみやかに届け出なければならない。

## (登録の取消)

第7条 館長は、次の各号の一に該当したときは、その登録を取り消し、登録証の返還を命ずることができる。  
(1) 虚偽の内容を登録したとき。  
(2) 登録証を他人に譲渡又は転貸したとき。  
(3) 体育館利用申請に虚偽があったとき。  
(4) その他館長が不適當であると認めるとき。

## (登録料)

第8条 登録団体は、登録証の交付時に登録料として6,000円を納付するものとする。

(調整)

第9条 登録団体は、体育館の運営に支障のない範囲において、各登録団体との間で利用日等の調整を行うものとする。

2 前項に規定する調整は、体育館が指定する日に登録団体調整会議（以下「会議」という。）を開いて行うものとする。

(仮申請)

第10条 登録団体は、向日市民体育館仮申請書（以下「仮申請書」という。）を館長に提出することができる。

2 会議に参加しなかった登録団体が、会議を行った日を含めて3日以内に仮申請書を提出したときは、会議に参加したものとみなす。

(事業への協力)

第11条 登録団体は、登録団体相互の交流を図ると共に、体育館が主催する事業についてできる限り協力するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は館長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和62年3月1日から施行する。

2 平成27年度の登録団体についての登録料は、第8条の規定にかかわらず、3,000円とする。

附 則

この要綱は、平成3年度以降の登録団体について適用する。

附 則

この要綱は、平成6年度以降の登録団体について適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度以降の登録団体について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度以降の登録団体について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度以降の登録団体について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。